

事業系廃棄物の適正処理及び減量のための

大規模建築物所有事業者の手引き



出世大名家康くん



はじめに

事業者の皆様は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」並びに「浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）」及び「浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する規則（以下「規則」という。）」により、その事業系廃棄物を白らの責任において適正に処理する必要があります。また、事業系廃棄物の減量に努めることが求められています。

浜松市では、平成26年度から多量に廃棄物が排出される大規模建築物所有事業者の皆様を対象に、減量・資源化・適正処理計画書の作成及び提出と事業系一般廃棄物管理責任者の選任及び届出をしていただき、事業系廃棄物の減量・資源化・適正処理の推進に取り組んでいただくことになりました。

大規模建築物所有事業者の皆様は、この取り組みを通じて、より一層の事業系廃棄物の減量・資源化・適正処理の推進を実施し、市の廃棄物の減量・資源化施策に御協力くださいますよう、よろしくお願いたします。

【目次】	(ページ)
1 事業用大規模建築物の対象	1
2 大規模建築物所有事業者の対象	1
3 大規模建築物所有事業者の責務	1
4 減量・資源化・適正処理計画書について	1
減量・資源化・適正処理計画書(記載例)	4
5 立入検査の実施	8
6 勧告・公表	8
7 事業系一般廃棄物管理責任者について	9
事業系一般廃棄物管理責任者選任・変更届出書(記載例)	10
8 参考資料	11

1 事業用大規模建築物の対象 (条例第21条、規則第8条)

下記の事業用大規模建築物が対象です。

- ①建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下「ビル管法」という。)第2条第1項に規定する特定建築物
(事務所、店舗、ホテル等の用途で床面積が3,000㎡以上の建築物)
- ②大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」という。)第2条第2項に規定する大規模小売店舗
(店舗の用に供される部分の面積が1,000㎡を超える店舗)

2 大規模建築物所有事業者の対象 (条例第21条)

毎年4月1日時点における下記の事業者が対象です。

- ①事業用大規模建築物を所有する事業者
- ②事業用大規模建築物の全部を管理する事業者

3 大規模建築物所有事業者の責務 (条例第21・22条、規則第9・10条)

(1) 減量・資源化・適正処理計画書の作成及び提出

大規模建築物所有事業者は、毎年度、減量・資源化・適正処理計画書を作成し、毎年6月30日までに市長に提出してください。

(2) 事業系一般廃棄物管理責任者の選任

大規模建築物所有事業者は、その事業用大規模建築物から発生する事業系一般廃棄物に係る減量・資源化・適正処理に関する業務を行うため、事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、市長に提出してください。

4 減量・資源化・適正処理計画書について (条例第21条、規則第9条)

(1) 減量・資源化・適正処理計画書の目的

減量・資源化・適正処理計画書は、その計画書を提出する前年度の事業用大規模建築物全体の事業系一般廃棄物・産業廃棄物の発生量・処理量・資源化量の実績を把握し、提出年度の事業系一般廃棄物の発生量・処理量・資源化量について、減量や資源化の計画を立てるものです。また、提出時の事業系一般廃棄物の収集運搬・処分に関する方法や取組状況等を確認します。

事業系一般廃棄物の発生量・処理量・資源化量の実績を把握することで、どのような廃棄物が、どのくらい発生等しているか分かるので、廃棄物の減量や資源化の計画を立てることができます。また、事業系一般廃棄物の収集運搬・処分に関する方法や取組状況等を確認することで、廃棄物の適正処理の状況を確認することができます。

(2) 事業系一般廃棄物の種類及び発生量の把握

①事業系一般廃棄物の種類の把握

まず、事業用大規模建築物からどのような種類の事業系一般廃棄物が排出されるか、別ページの事業系一般廃棄物の種類表を参考にして確認します。もし事業系一般廃棄物が何種類か混ざっている状況であれば、事業系一般廃棄物の種類ごとにできる限り分別しましょう。

②事業系一般廃棄物の発生量の把握

事業系一般廃棄物を種類ごとに分別できたら、次にその発生量を把握します。

年間の事業系一般廃棄物の発生量を把握するにあたり、毎日、廃棄物の重量を計量することが正確に把握できる方法ですが、時間や手間がかかりますので、次の方法を参考に把握します。

ア 排出時に計量する。

事業系一般廃棄物の排出時に、はかりや体重計等を利用して、その種類ごとに重量を計量します。

イ 事業系一般廃棄物収集運搬業者・資源回収業者等に計量してもらう。

その事業用大規模建築物が排出した事業系一般廃棄物のみを運搬する場合には、計量器付きの車両や清掃工場・古紙回収所等への搬入時の計量(トラックスケール)により、重量を計量します。

ウ 一定期間計量し、その計量結果を基に推計する。

1週間や1か月等の期間を定め、事業系一般廃棄物の排出時に、はかりや体重計等を利用して、その種類ごとに重量を計量し、その計量結果を基に年間の発生量を把握します。なお、この場合には、季節等の要因による発生量の変動を考慮する必要があります。

エ 廃棄物の容積を基に推計する。

事業系一般廃棄物の体積から、下記の事業系一般廃棄物の種類表の換算係数を利用して、その重量を把握します。ただしこの方法は、廃棄物の体積が曖昧な場合や換算係数が実際の廃棄物の比重とは異なる場合がありますので、正確さに欠けます。

○事業系一般廃棄物の種類表

番号	事業系一般廃棄物の種類	例	換算係数
①	OA用紙(コピー用紙等)	コピー用紙、プリンタ用紙等	0.30
②	新聞紙	新聞紙、折込チラシ	
③	雑誌	雑誌、本、カタログ等	
④	段ボール	段ボール	
⑤	雑がみ(その他の古紙)	紙箱、ノート、カレンダー、包装紙等	
⑥	機密書類	個人情報等の秘密が記載されているため、廃棄の際に注意が必要な書類	1.00
⑦	生ごみ(魚アラ)	魚を加工・調理した後の骨や皮等	
⑧	生ごみ(その他の食品廃棄物)	魚アラを除く調理残さ、食品の食べ残し・売れ残り等	
⑨	草木類(剪定枝、刈り草、落ち葉等)	樹木剪定や草刈り等により排出される枝葉・草・落ち葉等	0.55
⑩	その他のもえるごみ	汚れやリサイクルに適さない古紙・古布、草木類を除く木くず等	0.30

注1：上記の換算係数は1㎡当たりのトン数(トン/㎡)

注2：換算係数はあくまで目安であり、当該廃棄物の比重と同じとは限りません。

(3) 事業系一般廃棄物の処理量及び資源化量の把握

事業系一般廃棄物の種類ごとの処理量は、事業系一般廃棄物を自ら又は委託により、焼却・破碎・圧縮・埋立等の処分方法で処理した量を把握します。

事業系一般廃棄物の種類ごとの資源化量は、以下の表の資源化の方法を参考に、その量を把握します。

番号	事業系一般廃棄物の種類	資源化の方法
①	OA用紙（コピー用紙等）	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら運搬又は資源（古紙）回収業者若しくは一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬し、資源（古紙）回収業者や製紙会社に搬入したもの
②	新聞紙	
③	雑誌	
④	段ボール	
⑤	雑がみ（その他の古紙）	
⑥	機密書類	
⑦	生ごみ（魚アラ）	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら運搬又は畜産農家若しくは一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬し、生ごみを家畜の飼料として畜産農家へ搬入したもの ・自ら運搬又は一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬し、生ごみから飼料・肥料を製造する会社へ搬入したもの ・自ら生ごみ処理機で、生ごみを堆肥化处理したもの <p>※生ごみ処理機のうち、水切り・乾燥等の方法により処理したものは、資源化とせず、処理後の重量を発生量としてください。また、このような方法で生ごみを減量した旨は、「5 事業系一般廃棄物の減量・資源化・適正処理に関する取組状況等」の提出前年度実績欄に記載してください。</p>
⑧	生ごみ（その他の食品廃棄物）	
⑨	草木類（剪定枝、刈り草、落ち葉等）	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら運搬又は一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物再生利用指定業者が収集運搬し、草木類を一般廃棄物再生利用指定業者へ搬入したもの ・自ら草木類を堆肥化处理したもの
⑩	その他のもえるごみ	

(4) 事業系一般廃棄物の処理方法等の把握

事業系一般廃棄物の処理委託契約書等により、事業系一般廃棄物の種類ごとに、一般廃棄物収集運搬業者、資源回収業者の氏名（名称）、電話番号、搬入先（市の清掃工場や一般廃棄物再生利用指定業者、古紙回収施設等）の名称を把握します。

(5) 産業廃棄物の種類及び発生量等の把握

産業廃棄物は、その排出時に使用した産業廃棄物処理委託契約書や産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、産業廃棄物の種類、発生量、産業廃棄物収集運搬・処分業者等を把握します。

(6) 減量・資源化・適正処理計画書の作成

別ページの減量・資源化・適正処理計画書の記載例を参考に、減量・資源化・適正処理計画書を作成し、毎年6月30日までに市長に提出してください。

なお、減量・資源化・適正処理計画書は、浜松市公式ホームページからダウンロード又は印刷し、持参・郵送・FAX・電子メール等の方法で巻末の提出先へ提出してください。

〔記載例〕

第1号様式(第2条関係)

(あて先)浜松市長

平成〇〇年〇〇月〇〇日

【提出日】

・毎年6月30日までに提出してください。

住所(所在地) 浜松市中区元城町〇-〇
届出者 氏名(名称及び) 株式会社 浜松元城ビル
代表者氏名) 代表取締役 浜松 花子
電話番号 123-4567

【届出者】

・大規模建築物所有事業者の住所(所在地)、氏名(名称及び代表者氏名)、電話番号を記入してください。
・押印は必要ありません。

減量・資源化・適正処理計画書(平成〇〇年度)

浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例第21条の規定に基づき、事業系一般廃棄物に係る減量及び資源化並びに適正処理に関する計画を作成したので、提出します。

記

1 大規模建築物所有事業者

住所(主たる事務所の所在地)	浜松市中区元城町〇-〇
氏名(名称及び代表者氏名)	株式会社 浜松元城ビル 代表取締役 浜松 花子

【大規模建築物所有事業者】

・当該事業者の住所(所在地)、氏名(名称及び代表者氏名)を記入してください。

2 事業用大規模建築物の状況

(1)事業用大規模建築物の状況

所在地	浜松市中区元城町〇-〇
名称	浜松元城ビル A・B棟
延べ床面積	3,300㎡
構造	地上 4階 / 地下 0階
用途の区分	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業、郵便業 <input checked="" type="checkbox"/> 卸売業、小売業 <input type="checkbox"/> 金融業、保険業 <input checked="" type="checkbox"/> 宿泊業、飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、娯楽業 <input type="checkbox"/> 教育、学習支援業 <input type="checkbox"/> 医療、福祉 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他()

【事業用大規模建築物の状況】

・当該建築物の所在地、建築物の名称を記入してください。
・延べ床面積は、ビル管法や大店立地法の対象となる面積を記入してください。
・用途の区分は、総務省が告示する「日本標準産業分類」の大分類を参考に、当該建築物の主な用途の箇所にチェックをしてください。(複数選択可)

(2)事業用大規模建築物の事業者の内訳

事業者の名称	業種	発生する事業系一般廃棄物の種類
別紙のとおり		

【事業系大規模建築物の事業者の内訳】

・当該建築物内の事業者(テナント)の名称、業種、発生する事業系一般廃棄物の種類を記入してください。
・事業者を書ききれない場合は、別紙を作成してください。

事業者の内訳の記載例・解説は次ページを参照してください。

3 事業系一般廃棄物管理責任者

役職名	総務課長
氏名	鴨江 一郎
連絡先(電話番号)	123-4567

【事業系一般廃棄物管理責任者】

・市に届け出ている当該責任者の役職名、氏名、電話番号を記入してください。

(別紙)事業用大規模建築物の事業者の内訳

事業者の名称	業種	発生する事業系一般廃棄物の種類
浜松元城ホテル (A棟)	ホテル	①、②、③、⑤、⑥、⑨、⑩
〇〇レストラン (A棟)	レストラン	①、④、⑤、⑦、⑧、⑩
△△スーパー (B棟)	総合スーパー	①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩
□□靴店 (B棟)	靴・履物小売業	①、④、⑤、⑥、⑩
◎◎薬局 (B棟)	医薬品・化粧品小売業	①、③、④、⑤、⑥、⑩
××ラーメン (B棟)	専門料理店	⑤、⑧、⑩
▽▽うどん (B棟)	そば・うどん店	④、⑤、⑧、⑩
◇◇ハンバーガー (B棟)	その他の飲食店	①、⑥、⑧、⑩

【事業系大規模建築物の事業者の内訳】

- ・業種は、総務省が告示する「日本標準産業分類」の中分類を参考に記入してください。
- ・発生する事業系一般廃棄物の種類は、2ページの「事業系一般廃棄物種類表」を参考に該当する番号を記入してください。

4 建築物の管理業者等

(1)建築物管理業者 (A・B棟)

住所(主たる事務所の所在地)	浜松市中区松城町△△△
氏名(名称及び代表者氏名)	松城ビル管理(株) 代表取締役 松城 太郎
連絡先(電話番号)	111-2222

【建築物管理業者】

- ・建築物の管理を委託している場合には、その業者の住所(所在地)、氏名(名称及び代表者氏名)、電話番号を記入してください。
- ・当該業者が複数ある場合には、記載欄の増加や別紙の作成により対応してください。(以下(2)、(3)も同じです。)

(2)建築物清掃業者 (A・B棟)

住所(主たる事務所の所在地)	浜松市東区流通元町◎-◎
氏名(名称及び代表者氏名)	㈱流通建物クリーン 代表取締役 流通 元子
連絡先(電話番号)	333-4444

【建築物清掃業者】

- ・建築物の清掃を委託している場合には、その業者の住所(所在地)、氏名(名称及び代表者氏名)、電話番号を記入してください。

(3)一般廃棄物収集運搬業者 (A・B棟)

住所(主たる事務所の所在地)	浜松市南区江之島町〇〇〇
氏名(名称及び代表者氏名)	㈱南部清掃社 代表取締役 南部 次郎
連絡先(電話番号)	555-6666

【一般廃棄物収集運搬業者】

- ・一般廃棄物の収集運搬を委託している場合には、その業者の住所(所在地)、氏名(名称及び代表者氏名)、電話番号を記入してください。

5 事業系一般廃棄物の減量・資源化・適正処理に関する取組状況等

平成〇△年度実績	① 4月に従業員とテナント責任者に対し、廃棄物の減量及び適正処理の研修を実施した。 ② 計画より開始時期が遅れたが、10月から雑がみの分別回収を開始した。 ③ 〇〇レストランでは、加工済み野菜を仕入れることを始め、野菜くずが0.2トン減量した。
平成〇△年度評価	達成 ・ 概ね達成 ・ 未達成
平成〇〇年度計画	① ◎◎薬局では商品納入時の段ボールを通い箱に切り替え、段ボールの発生量を減量させる。 ② 今年度は雑がみを分別し、資源化量を増加したい。 ③ 今年度は機密書類の資源化を検討する。
廃棄物の処理施設	生ごみ処理機 ・ その他() ・ 無
環境マネジメントシステムの状況	ISO14001 ・ エコアクション21 ・ 無

【事業系一般廃棄物の減量・資源化・適正処理に関する取組状況等】

- ・提出前年度実績欄には、提出前年度の事業系一般廃棄物の減量等の取組状況を記入してください。
- ・提出前年度評価欄には、提出前年度の事業系一般廃棄物の減量等の取り組みを自己評価し、選択してください。
- ・提出年度計画欄には、本年度の事業系一般廃棄物の減量等の取り組みの計画を記入してください。
- ・廃棄物処理施設の欄には、生ごみ処理機等の設置又は使用状況を選択し、生ごみ処理機以外の場合には具体的に記入してください。
- ・環境マネジメントシステムの状況欄には、その認証取得等の状況を選択してください。

6 廃棄物の処理状況

建築物・事業者の名称	浜松元城ビル A棟
------------	-----------

【建築物・事業者の名称】

・建築物・事業者により廃棄物の発生又は保管等が異なる場合には、その建築物等ごとに廃棄物の処理状況を作成してください。

(例)

・同一敷地内に建築物が複数あり、建築物ごとに廃棄物の管理が異なる場合
 ・同一建築物内でもフロアやテナントごとに廃棄物の管理が異なる場合

(1) 事業系一般廃棄物の発生量・処理量・資源化量等(平成〇△年度実績)

番号	廃棄物の種類	発生量 ト/年 (A+B)	処理量 ト/年 (A)	資源化量 ト/年 (B)	資源化率 % (B)/(A+B)
①	OA用紙(コピー用紙等)	2	0	2	100
②	新聞紙	1.5	0	1.5	100
③	雑誌	1	0	1	100
④	段ボール	3	0	3	100
⑤	雑がみ(その他の古紙)	1.5	1	0.5	33.3
⑥	機密書類	1	1	0	0
⑦	生ごみ(魚アラ)	3	0	3	100
⑧	生ごみ(その他の食品廃棄物)	7.5	7.5	0	0
⑨	草木類(剪定枝、刈り草、落ち葉等)	1.8	1.2	0.6	33.3
⑩	その他のもえるごみ	14	14	0	0
	合計(C)	36.3	24.7	11.6	32

【事業系一般廃棄物の発生量・処理量・資源化量等(提出前年度実績)】

・事業系一般廃棄物の種類ごとに、前年度の発生量・処理量・資源化量を記入してください。

【事業系一般廃棄物の発生量・処理量・資源化量等】

・発生量等は、その重量をトン単位で記入してください。

(小数点第1位まで)

・廃棄物の重量を量れない場合には、2ページの「廃棄物容積・重量換算表」を参考に重量を記載してください。

・資源化率は小数点第2位を四捨五入してください。

(2) 事業系一般廃棄物の発生量・処理量・資源化量等(平成〇〇年度計画)

番号	廃棄物の種類	発生量 ト/年 (A+B)	処理量 ト/年 (A)	資源化量 ト/年 (B)	資源化率 % (B)/(A+B)
①	OA用紙(コピー用紙等)	1.5	0	1.5	100
②	新聞紙	1.5	0	1.5	100
③	雑誌	1	0	1	100
④	段ボール	3	0	3	100
⑤	雑がみ(その他の古紙)	1.5	0.5	1	66.7
⑥	機密書類	1	1	0	0
⑦	生ごみ(魚アラ)	3	0	3	100
⑧	生ごみ(その他の食品廃棄物)	7	7	0	0
⑨	草木類(剪定枝、刈り草、落ち葉等)	1.5	1.5	0	100
⑩	その他のもえるごみ	12	12	0	0
	合計(D)	33	22	11	33.3
	対前年度比	90.1			

【事業系一般廃棄物の発生量・処理量・資源化量等(提出年度実績)】

・事業系一般廃棄物の種類ごとに、提出年度に予定する発生量・処理量・資源化量を記入してください。

(3) 事業系一般廃棄物の処理方法等(平成〇△年度実績)

番号	廃棄物の種類	廃棄物収集運搬業者・資源回収業者	電話番号	搬入先
①	OA用紙(コピー用紙等)	古紙リサイクル(株)	777-8888	古紙リサイクル(株)
②	新聞紙	//	//	//
③	雑誌	//	//	//
④	段ボール	//	//	//
⑤	雑がみ(その他古紙)	//	//	//
⑥	機密書類	(有)南部清掃社	555-6666	西部清掃工場
⑦	生ごみ(魚アラ)	(有)中田島商店	999-0000	株飼料製造
⑧	生ごみ(その他の食品廃棄物)	(有)南部清掃社	555-6666	西部清掃工場
⑨	草木類(剪定枝、刈り草、落ち葉等)	自社		森林リサイクル(株)
		(有)南部清掃社	555-6666	西部清掃工場
⑩	その他のもえるごみ	//	//	//

【事業系一般廃棄物の処理方法等(提出前年度実績)】

- ・事業系一般廃棄物の種類ごとに、一般廃棄物収集運搬業者、資源回収業者の氏名(名称)、電話番号、搬入先の名称を記入してください。
- ・事業系一般廃棄物を自ら収集運搬・処分している場合には、該当する欄に「自社」と記入してください。

(4) 産業廃棄物の発生量・処理量・資源化量等(平成〇△年度実績)(参考)

廃棄物の種類	発生量 トン/年	廃棄物収集運搬業者・資源回収業者	電話番号	搬入先
廃油	0.5	(株)佐鳴湖商事	222-3333	(株)浜名湖製油
廃プラスチック類	4	(株)馬込清掃	444-5555	(株)芳川金属
金属くず	3	//	//	//
ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	0.2	//	//	//
その他(汚泥)	1	//	//	(株)新川産業
合計	8.7			

【産業廃棄物の発生量・処理量・資源化量等(提出前年度実績)】

- ・産業廃棄物の種類ごとに、発生量・産業廃棄物収集運搬業者や資源回収業者の氏名(名称)、電話番号、搬入先の名称を記入してください。
- ・産業廃棄物を自ら収集運搬・処分している場合には、該当する欄に「自社」と記入してください。
- ・産業廃棄物の種類の欄が不足する場合や同じ種類の産業廃棄物であっても産業廃棄物収集運搬業者等が異なる場合には、記載欄の増加や別紙の作成により対応してください。

○日本標準産業分類とは？

日本標準産業分類とは、各種統計調査において産業別に表示する場合の統計基準です。分類は大分類、中分類等に分かれています。

減量・資源化・適正処理計画書の2 事業用大規模建築物の状況の(1) 事業用大規模建築物の状況の「用途の区分」欄は日本標準産業分類の大分類を、(2) 事業用大規模建築物の事業者の内訳の「業種」欄は日本標準産業分類の中分類をそれぞれ参考に記入してください。

日本標準産業分類の詳細については、検索サイトから「日本標準産業分類」と入力して検索してください。

5 立入検査の実施（条例第36条）

市は、御提出いただいた減量・資源化・適正処理計画書に基づき、実際の廃棄物の発生・処理等の状況や事業系一般廃棄物の減量・資源化・適正処理に関する取組状況等を把握するため、事業系一般廃棄物管理責任者にお立会いいただき、事業用大規模建築物に立ち入り検査を実施しますので、御協力いただきますようお願いいたします。

6 勧告・公表（条例第23条、第24条）

(1) 勧告

大規模建築物所有事業者が、減量・資源化・適正処理計画書を提出しない場合は、期限を定めて減量・資源化・適正処理計画書を提出するよう勧告することがあります。

また、市が大規模建築物所有事業者に対し、減量・資源化・適正処理計画書の変更を指導したが、それに従わない場合は、その指導に従うよう勧告することがあります。

(2) 公表

市は、勧告を受けた大規模建築物所有事業者がそれに従わない場合、その大規模建築物所有事業者の名称及び所在地、大規模建築物の名称及び所在地、勧告の内容及びそれに対する大規模建築物所有事業者の対応の内容等を公表することがあります。

7 事業系一般廃棄物管理責任者について（条例第22条、規則第10条）

(1) 事業系一般廃棄物管理責任者の役割

事業系一般廃棄物管理責任者は、事業用大規模建築物全体の事業系一般廃棄物の減量・資源化・適正処理を実施するために、事業系廃棄物の管理や関係者との連絡・調整等を行います。

- ・事業系廃棄物の種類ごとの排出量、処理量、資源化した量及び処理方法等の実態把握に関すること。
- ・減量・資源化・適正処理計画書の作成及び提出に関すること。
- ・事業用大規模建築物所有事業者、入居者（テナント）、従業員等に対する事業系廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進等による減量のための啓発及び指導に関すること。
- ・事業系廃棄物の保管場所の管理に関すること。
- ・大規模建築物所有事業者、廃棄物処理業者、建築物管理業者、建築物清掃業者等の関係者との連絡及び調整に関すること。

(2) 事業系一般廃棄物管理責任者の選任基準

事業用大規模建築物全体の事業系一般廃棄物に関することを常に把握できる者の中から選任してください。なお、特に必要な資格等はありません。

- ・廃棄物処理法第12条第8項及び浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例第8条に規定する産業廃棄物管理責任者と兼任することができます。
- ・一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬・処分業者は事業系一般廃棄物管理責任者として選任できません。

(3) 事業系一般廃棄物管理責任者の選任・変更の届出

事業系一般廃棄物管理責任者を選任又は変更した場合は、選任等をした日から30日以内に市へ提出してください。

なお、事業系一般廃棄物管理責任者選任・変更届出書は、浜松市公式ホームページからダウンロード又は印刷し、持参・郵送・FAX・電子メール等の方法で巻末の提出先へ提出してください。

〔記載例〕

第2号様式(第3条関係)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

【提出日】

・事業系一般廃棄物管理責任者を選任・変更した日から30日以内に提出してください。

(あて先)浜松市長

住所(所在地) 浜松市中区元城町〇-〇
届出者 氏名(名称及び) 株式会社 浜松元城ビル
代表者氏名) 代表取締役 浜松 花子
電話番号 〇〇〇-△△△△

【届出者】

・大規模建築物所有事業者の住所(所在地)、氏名(名称及び代表者氏名)、電話番号を記入してください。
・押印は必要ありません。

事業系一般廃棄物管理責任者選任・変更届出書

事業系一般廃棄物管理責任者を選任・変更したので、浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例第22条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 大規模建築物所有事業者

住所(主たる事務所の所在地)	浜松市中区元城町〇-〇
氏名(名称及び代表者氏名)	株式会社 浜松元城ビル 代表取締役 浜松 花子

【大規模建築物所有事業者】

・当該事業者の住所(所在地)、氏名(名称及び代表者氏名)を記入してください。

2 事業用大規模建築物

所在地	浜松市中区元城町〇-〇
名称	浜松元城ビル A・B棟

【事業用大規模建築物の状況】

・当該建築物の所在地、建築物の名称を記入してください。

3 事業系一般廃棄物管理責任者(変更の場合にあっては、変更後の事業系一般廃棄物管理責任者)

役職名	総務課長
氏名	鴨江 一郎
連絡先(電話番号)	〇〇〇-△△△△
選任・変更の理由	(選任時の記載例)事業系一般廃棄物管理責任者設置のため (変更時の記載例)人事異動のため
選任・変更の年月日	平成〇〇年△△月〇〇日

【事業系一般廃棄物管理責任者】

・事業系一般廃棄物管理責任者の役職名、氏名、当該責任者に連絡の付く電話番号、選任・変更の理由、選任・変更の年月日を記入してください。

8 参考資料

浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例(抜粋)

第4章 事業用大規模建築物から生じる事業系一般廃棄物に係る減量及び資源化並びに適正処理

(減量・資源化・適正処理計画書)

第21条 事業用の大規模な建築物のうち規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)を所有する事業者(所有する事業者以外に当該事業用大規模建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者。以下「大規模建築物所有事業者」という。)は、規則で定めるところにより、毎年1回以上定期的に、事業用大規模建築物から生じる事業系一般廃棄物に係る減量及び資源化並びに適正処理に関する計画書(以下「減量・資源化・適正処理計画書」という。)を作成し、及び市長に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 市長は、減量・資源化・適正処理計画書に関し、事業系一般廃棄物に係る減量及び資源化並びに適正処理の推進のため必要があると認めるときは、大規模建築物所有事業者に対し、期限を定めて、当該減量・資源化・適正処理計画書を変更するよう指導することができる。

(事業系一般廃棄物管理責任者)

第22条 大規模建築物所有事業者は、事業系一般廃棄物に係る減量及び資源化並びに適正処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(勧告)

第23条 市長は、大規模建築物所有事業者が第21条第1項の規定に違反して減量・資源化・適正処理計画書を提出しないときは、当該大規模建築物所有事業者に対し、期限を定めて、減量・資源化・適正処理計画書を提出するよう勧告することができる。

2 市長は、第21条第2項の規定による指導を受けた大規模建築物所有事業者が当該指導に従わないときは、当該大規模建築物所有事業者に対し、期限を定めて、当該指導に従うよう勧告することができる。

(公表)

第24条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該勧告を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 当該勧告に係る事業用大規模建築物の名称及び所在地

(3) 当該勧告の内容及びこれに対する当該勧告を受けた者の対応の内容

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

3 市長は、前項の規定により当該公表の対象となる者が弁明をしたときは、第1項の規定による公表の際、当該弁明の内容を併せて公表しなければならない。

第8章 雑則

(立入検査等)

第36条 市長は、第3章及び第4章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、事業者その他市長が必要であると認める者の土地、建物、車両その他の場所に立ち入り、廃棄物の減量及び資源化並びに廃棄物の適正処理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する規則(抜粋)

第2章 条例の施行に関する事項

第1節 廃棄物の適正処理

(公表)

第6条 (略)

3 前2項の規定による公表は、浜松市公告式条例(昭和25年浜松市条例第23号)に定める掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

第2節 事業用大規模建築物から生じる事業系一般廃棄物に係る減量及び資源化並びに適正処理

(事業用大規模建築物)

第8条 条例第21条第1項に規定する規則で定める建築物は、次の各号のいずれかに該当する建築物とする。

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する特定建築物

(2) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗

(減量・資源化・適正処理計画書)

第9条 大規模建築物所有事業者(その年の4月1日において事業用大規模建築物を所有し、又は管理する者に限る。)は、条例第21条第1項前段の規定により、次に掲げる事項を記載した減量・資源化・適正処理計画書を作成し、毎年6月30日までに市長に提出しなければならない。

(1) 大規模建築物所有事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 事業用大規模建築物の名称及び所在地

(3) 事業系一般廃棄物管理責任者の氏名、役職名及び連絡先

(4) 事業系一般廃棄物の生じる建築物ごと、当該事業系一般廃棄物の種類ごとに、その年の3月31日以

前の1年間における次に掲げる事項に係る実績(前年の4月2日以後に事業用大規模建築物内において事業を開始した場合を除く。)

ア 事業系一般廃棄物の発生量

イ 事業系一般廃棄物の処理量

ウ 事業系一般廃棄物を資源化した量

エ その他市長が必要であると認める事項

(5) 事業系一般廃棄物の生じる建築物ごと、当該事業系一般廃棄物の種類ごとに、その年の4月1日以後の1年間における次に掲げる事項に係る計画

ア 事業系一般廃棄物の発生量

イ 事業系一般廃棄物の処理量

ウ 事業系一般廃棄物を資源化する量

エ その他市長が必要であると認める事項

(6) 事業用大規模建築物から生じる事業系一般廃棄物の管理又は清掃を行う者及びその収集又は運搬を行う一般廃棄物収集運搬業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(7) 事業用大規模建築物から生じる事業系一般廃棄物を市の一般廃棄物処理施設に搬入しないこととする場合にあっては、その処理の方法

(8) 事業用大規模建築物内において事業を行う者の名称及び業種

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

2 大規模建築物所有事業者は、前項の規定により提出した減量・資源化・適正処理計画書を変更したとき(前項第5号に掲げる事項を変更したときに限る。)は、条例第21条第1項後段の規定により、速やかに、変更後の減量・資源化・適正処理計画書を市長に提出しなければならない。

(事業系一般廃棄物管理責任者)

第10条 条例第22条の規定による届出は、事業系一般廃棄物管理責任者の選任又は変更のあった日の翌日から起算して30日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 大規模建築物所有事業者の氏名及び住所(法人に

あつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 事業用大規模建築物の名称及び所在地

(3) 事業系一般廃棄物管理責任者(変更の場合にあつては、変更後の事業系一般廃棄物管理責任者)の氏名、役職名及び連絡先

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 事業系一般廃棄物管理責任者は、当該事業用大規模建築物から生じる事業系一般廃棄物の管理について権限を有する者のうちから選任しなければならない。

(公表)

第11条 第6条第3項の規定は、条例第24条第1項の規定による公表について準用する。

浜松市事業用大規模建築物から生じる事業系一般廃棄物に係る減量及び資源化並びに適正処理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例(平成25年浜松市条例第58号。)及び浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する規則(平成25年浜松市規則第65号。以下「規則」という。)の事業用大規模建築物から生じる事業系一般廃棄物に係る減量及び資源化並びに適正処理について必要な事項を定める。

(減量・資源化・適正処理計画書)

第2条 規則第9条に規定する減量・資源化・適正処理計画書の様式は、第1号様式のとおりとする。

(事業系一般廃棄物管理責任者)

第3条 事業系一般廃棄物管理責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 事業系廃棄物の種類ごとの発生量、処理量、資源化した量及び処理方法等の把握に関すること。

(2) 事業用大規模建築物の占有者、利用者等に対する事業系廃棄物の発生の抑制並びに再生利用の促進等による減量のための啓発及び指導に関すること。

(3) 事業系廃棄物の保管場所の管理に関すること。

(4) 大規模建築物所有事業者、廃棄物処理業者等との連絡及び調整に関すること。

2 規則第10条に規定する事業系一般廃棄物管理責任者の選任又は変更の届出書の様式は、第2号様式のとおりとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

○浜松市ホームページ

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

浜松市ホームページから「事業用大規模建築物」や「大規模建築物所有事業者」のキーワードで検索してください。

○お問い合わせ先・提出先

浜松市 環境部 一般廃棄物対策課 計画許可グループ

〒432-8023

浜松市中央区鴨江三丁目1番10号 鴨江分庁舎2階

TEL 053-453-6229 / FAX 050-3737-2282

電子メール ippai@city.hamamatsu.shizuoka.jp